

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	表1による。	仕 様 書 番 号
6 0 mm迫撃砲（B）用弾薬		GAM-Y 7 1 2 0 0 1 F
		防衛大臣承認 平成 2 4 年 8 月 3 0 日
		作 成 平成 2 4 年 5 月 9 日
		変 更 令和 6 年 9 月 1 7 日
		作成部隊等名 補給統制本部 弾薬部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品の 6 0 mm迫撃砲用弾薬（以下，“弾薬”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.2.3

Factory New

認定製造者又は公認製造者が製造し、社内検査に合格した未使用の製品をいう。

1.2.4

Surplus New

Factory Newと同一条件で製造され、当該製造者が販売者に引き渡した未使用の製品をいう。

1.3 種類

種類は、表1とし、調達数量を指定する場合は、調達要領指定書によって指定する。

表1－種類

番号	種類	物品番号（DOD I C）
1	りゅう弾、弾頭信管付	1 3 1 0 - 4 1 - 0 0 0 - 2 4 9 8 （BK 7 9 J）
2	りゅう弾、信管なし	1 3 1 0 - 2 8 8 - 3 2 0 5 - 5 （BK 8 0 J）
3	WP発煙弾、弾頭信管付	1 3 1 0 - 4 1 - 0 0 0 - 2 4 9 7 （BK 8 1 J）
4	I R照明弾、時計複動信管付	1 3 1 0 - 9 9 - 8 3 3 - 7 6 2 1 （BK 8 2 J）
5	演習弾、弾頭信管付	1 3 1 0 - 4 1 - 0 0 1 - 5 2 6 1 （BK 8 3 J）

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、表2による。

表2－製品の呼び方

番号	製品の呼び方
1	6 0 mmM、E 1 りゅう弾、DM 1 1 1 A 4 弾頭信管付
2	6 0 mmM、E 1 A 1 りゅう弾、信管なし
3	6 0 mmM、E 2 WP 発煙弾、DM 1 1 1 A 4 弾頭信管付
4	6 0 mmM、E 3 I R 照明弾、DM 9 3 時計複動信管付
5	6 0 mmM、E 4 演習弾、DM 1 1 1 A 4 弾頭信管付

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GW-CG-Y 7 1 0 1 0 3 陸上自衛隊火砲弾薬共通仕様書

2 一般的事項

一般的事項は、次による。

- a) この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。
- b) 弾薬は、Factory New又はSurplus Newとする。

3 製品に関する要求

品名及びカタログ製品名は、表3による。

表3－品名及びカタログ製品名

番号	品名	カタログ製品名
1	6 0 mm迫撃砲用りゅう弾 (弾頭信管付)	オーストリア共和国, Hirtenberger Defence Europe GmbH 社 60mm HE-TNT Mk2 With Fuze PD DM111A4
2	6 0 mm迫撃砲用りゅう弾 (信管なし)	オーストリア共和国, Hirtenberger Defence Europe GmbH 社 60mm HE-TNT Mk2 plugged
3	6 0 mm迫撃砲用WP 発煙弾 (弾頭信管付)	オーストリア共和国, Hirtenberger Defence Europe GmbH 社 60mm SMK-WP Mk2 With Fuze PD DM111A4
4	6 0 mm迫撃砲用 I R 照明弾 (時計複動信管付)	オーストリア共和国, Hirtenberger Defence Europe GmbH 社 60mm ILL-IR Mk2 With Fuze MTSQ DM93
5	6 0 mm迫撃砲用演習弾 (弾頭信管付)	オーストリア共和国, Hirtenberger Defence Europe GmbH 社 60mm TP Mk2 With Fuze PD DM11 1A4

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

6 その他の指示

6.1 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表4による。

表4－添付書類

番号	書類	摘要
1	品質を保証する資料	製造者等が作成したものとする。
2	包装諸元などの資料 ^{a)}	なお、日本語以外の言語で記載されているものは、参考として和訳を添付する。
注^{a)} 包装諸元などの資料は、調達する品名ごとに、品名、ロット番号、数量、製造年月、製造所名、包装要領などを記載する。		

6.2 安全データシート（SDS）

安全データシート（SDS）は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GW-CG-Y710103の5.16による。

6.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。